

三重県公報

主要目次

選管告示

- 一 熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙
 - 一 志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙
 - 一 熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙の選挙長等選任
 - 一 志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の選挙長等選任
 - 一 海区漁業調整委員会委員の一般選挙等の県公報登載
 - 一 熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙の委員候補者届け等の書類提出場所
 - 一 志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の委員候補者届け等の書類提出場所
 - 一 熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙の投票用紙の様式
 - 一 志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の投票用紙の様式
 - 一 海区漁業調整委員会委員の一般選挙等に用いる投票用紙等の印
- 五 四 三 三 二 二 二 一

号 外

昭和三十年九月一日

木 曜 日

一 海区漁業調整委員会委員の一般選挙等における病院の指定

五

選管告示

◎選管告示第七十二号

熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙を次のとおり行う。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

一 選挙すべき委員の数 七名

二 投票を行うべき日 昭和三十年九月二十一日

◎選管告示第七十三号

志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を次のとおり行う。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

- 一 選挙すべき委員の数 一名
二 投票を行うべき日 昭和三十年九月二十一日

○選管告示第百七十四号

昭和三十年九月二十一日執行の熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙における選挙長およびこれを代理すべき者を次のように選任した。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

住 所 氏 名

選挙長 三重県尾鷲市大字中井浦一七九番 天満 元一

選挙長に事故がありま
たは欠けた
場合には
場合におい
てその職務
を代理すべ
き者
三重県尾鷲市大字南浦一六二番 湯浅 圭市

○選管告示第百七十五号

昭和三十年九月二十一日執行の志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙長およびこれを代理すべき者を次のように選任した。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助
住 所 氏 名

選挙長 三重県度会郡南島町鷺浦三四〇番 大野 新八

選挙長に事故がありま
たは欠けた
場合には
場合におい
てその職務
を代理すべ
き者
三重県度会郡南勢町中津浜浦二七 西井勘次郎
二番地

○選管告示第百七十六号

昭和三十年九月二十一日執行の熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙および志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の選挙長の行方告示は、三重県公報に登載してこれを行うものとする。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

○選管告示第百七十七号

昭和三十年九月二十一日執行の熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙における委員候補者届け等選挙長等への書類を提出すべき場所を次のように定める。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助
北牟婁地方事務所内 三重県選挙管理委員会北牟婁支所事務所

○選管告示第百七十八号

昭和三十年九月二十一日執行の志摩度会海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における委員候補者届け等選挙長等への書類を提出すべき場所を次のように定める。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助
度会地方事務所内 三重県選挙管理委員会度会支所事務所

○選管告示第百七十九号

漁業法第九十四条において準用する公職選挙法第四十五条第二項の規定によつて、昭和三十年九月二十一日執行の熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙における投票用紙の様式を次のように定める。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

折目

折目

折目

○注 意
一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

氏名
の
氏
称
氏
名
の
氏
称
候補者
(名)

熊野灘北部海区漁業調整
委員会委員選挙投票

何市(町)
(村) 印

◎選管告示第百八十号

漁業法第九十四条において準用する公職選挙法第四十五条第二項の規定によつて昭和三十年九月二十一日執行の志摩度海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における投票用紙の様式を次のように定める。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

折目

○注 意
候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

折目

氏名
の
氏名
候補者
の
氏名
(名)

折目

志摩度海区漁業調整
委員会委員選挙投票

何市(町)
(村) 印

◎選管告示第百八十一号

昭和三十年九月二十一日執行の熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙および志摩度海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に用いる投票用紙ならびに仮投票用封筒および不在者投票用封筒に押すべき印は市町村の選挙に用いる投票用紙に押すべき印と同一の市町村印を押捺してこれに代えるものとする。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

◎選管告示第百八十二号

昭和三十年九月二十一日執行の熊野灘北部海区漁業調整委員会委員の一般選挙および志摩度海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における漁業法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項第二号の病院は、公職選挙法および同法施行令施行細則(昭和二十七年九月選管告示第二十八号)第九十二条の別表で指定した病院とするものとする。

昭和三十年九月一日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

購讀料

一月 二一〇円

一年

二、五〇〇円

昭和三十年九月一日印刷発行

津市栄町一丁目

三重県公報（第三種郵便物認可） 津市広明町三二五番地

三

重

県

庁

印刷所

三

重

県

印

刷

所

三重県庁代表

電話津（三、五、二二）番

二二番

番